

一般社団法人千葉県社会福祉士会代議員選任規程

規程第2号

平成24年10月28日制定

平成27年11月28日

最新改正 令和5年6月25日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）が、本会総会において議決権を行使する者（以下「代議員」という。）を選出する場合の選任方法等に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において用いる語の意味は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)「本会代議員」 本会定款第5条第2項に定める者を指し、この規程に基づいて選任された者をいう。

(2)「選挙管理委員会」 一般社団法人千葉県社会福祉士会役員選出規則第6条に規定するものをいう。

第2章 代議員

(定数)

第3条 代議員の定数は、本会の定める地域集会の地区（以下、「地区」という。）ごとに、在住する正会員50人まで2名、正会員50名を超える毎に1名を加える。

2 前項において、千葉県内に在住しない正会員については在勤地に在住するとみなす。

(任期)

第4条 代議員の任期は、本会役員の任期に従う。

(責務)

第5条 代議員の責務は、本会総会において社団法人の社員としての表決権を行使することとする。

(選任)

第6条 代議員は、正会員の中から地区ごとに行う正会員による選挙により選出される。

2 前項の選挙は、本会役員改選に併せて行うものとする。

(立候補正会員の資格要件)

第7条 前条に定める正会員の資格要件は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 選挙管理委員会が公示を行った時点で、本会の正会員として在籍していること。

(2) 本会の年会費が未納でないこと。

(3) 併せて行われる本会役員改選において、会員理事に立候補していないこと。

(4) 選挙管理委員でないこと。

(立候補届様式)

第8条 代議員に立候補する者(以下「立候補者」という。)は、所定の「様式1」で届け出なければならない。

2 立候補者の自署または捺印のないものは無効とする。

(応募手続)

第9条 本会代議員立候補者は、前条の立候補届を提出するときは、選挙管理委員会あてに郵送し、提出するものとする。

2 提出期限を過ぎたものは提出がなかったものとみなす。なお、当日の消印は有効とする。

(立候補者の名簿公表)

第10条 選挙管理委員会は、立候補届けを会員に公表する。

2 前項に定める公表については、事務局において開示し、第25条の投票に際しては地域集会の地区ごとに当該地区の正会員に配布するものとする。

3 前項における掲載順は届出順とし、同時の場合は抽選とする。

(立候補者定数未達の措置)

第11条 代議員立候補者が定数に満たない場合は、選挙管理委員会は、地区ごとに不足する代議員数を対象に、一定の期間を定めて一回に限り立候補の再受付を行う。

2 前項の手続き方法は、第9条に準ずるものとする。

(選挙の方法)

第12条 第6条に定める選挙にかかる投票の方法は、次のとおりとする。

(1) 立候補者が定数を超えた場合は、立候補者の氏名が列記された用紙に立候補者1人に○印を付して投票する。

(2) 投票は無記名投票とし、郵送によるものとする。

(3) ○印が複数の候補者に付されている場合および○印以外の記入がある場合は、これを無効票とする。

(4) 疑義のある投票の解釈は、選挙管理委員会の判断による。

(5) 得票数が同数の場合、選挙管理委員会の行う抽選により当選者を決定する。

2 立候補者数が定数以内の場合は、当選とする。

(辞任)

第13条 代議員は、次に掲げる場合において辞任するものとする。

(1) 心身の故障のため継続して職務執行に耐えられない旨本人またはその家族が判断したとき。

(2) 本会理事に立候補するとき。この際、立候補届出日以前に辞任の届けを行わなければならない。

2 代議員を辞任するものは、選挙管理委員会に次の項目を明記し届け出るものとする。

(1) 代議員氏名

(2) 会員番号

(3) 辞任理由

3 本会を退会した者および他の都道府県社会福祉士会に所属を変更した者は辞任したものとみなす。

(欠員の措置)

第14条 代議員に欠員が生じた場合、当該地区において本会正会員から選任し、所定の「様式2」で選挙管理委員会に報告する。

2 前項の欠員が生じた場合は、当該地区に在勤する正会員から選任することができる。

(活動に対する費用弁償)

第15条 代議員が会務として活動した際にかかる交通費及び必要経費については、代議員自身による請求に基づき支弁する。

第3章 改廃

(改廃)

第16条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

第17条 この規程に定めるもののほか、細目に関する事項は、理事会において別に定める。

附 則

1. この規程は、本会の設立登記の日から施行する。
2. 前条の規定にかかわらず、設立登記後初めての代議員については、法人移行直前の社団法人千葉県社会福祉士会代議員が就くものとする。

附 則

1. この規程は平成26年度の通常総会終了の翌日から施行する。
2. この規程は令和2年2月1日から施行する。
3. この規定は令和5年6月25日から施行する。

(様式1)
あて先 選挙管理委員会

代議員立候補届

顔写真貼付欄
(写真の裏に氏名、
会員番号記入のこ
と)

私は、一般社団法人千葉県社会福祉士会代議員選任規程に基づき、一般社団法人千葉県社会福祉士会の代議員に立候補します。

(ふりがな) 氏名		生年 月日	年 月 日	会員 番号	
在住市区町村	都・県		市・区・町・村		
勤務先名					
勤務先所在地	都・県		市・区・町・村		
主な活動歴 (社会福祉士会での活動含む)					
立候補理由・抱負					

選管收受印

上記のとおり、立候補を届け出ます。

年 月 日

氏名

(署名または記名捺印)

(様式2)

あて先 選挙管理委員会

代議員選任報告書

一般社団法人千葉県社会福祉士会代議員選任規程第14条に基づき、一般社団法人千葉県社会福祉士会の代議員に選任されましたので報告します。

(ふりがな) 氏名		生年 月日	年 月 日	会員 番号	
在住市区町村	都・県		市・区・町・村		
勤務先名					
勤務先所在地	都・県		市・区・町・村		
主な活動歴（社会福祉士会での活動含む）及び選任理由					

年 月 日

選管收受印

代議員氏名

(署名または記名捺印)

地区世話人又は理事氏名

(署名または記名捺印)